

総 務 大 臣  
麻 生 太 郎 殿

統計審議会会長  
美 添 泰 人

諮問第297号の答申  
作物統計調査の改正について

農林水産省は、平成17年4月以降に実施される作物統計調査（指定統計第37号を作成するための調査）について、諮問第279号の答申「作物統計調査等農作物等の生産に関する統計調査の改正について」を踏まえ、また、食料・農業・農村基本計画（平成12年3月24日閣議決定）の見直しによる農政改革や「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」（平成16年6月4日閣議決定）等に基づく農林水産統計の見直しにも対応して、面積調査のうち作付予定面積調査及び作況調査のうち予想収穫量調査（果樹・野菜）を廃止するほか、作況調査のうち収穫量調査の一部について、毎年又は3年周期の全国調査から3年又は5年周期の全国調査に変更等を行った上で実施することを計画している。

本審議会は、今回の改正計画全般について、統計体系の整備、調査の効率的実施等の観点から審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

作物統計調査（以下「本調査」という。）は、調査が開始された昭和20年代においては、戦後の食糧難の中で、食糧の確保・安定供給のための諸施策に必要な基礎資料を提供する生産統計を作成するための調査として整備されたものであり、農林水産省の地方統計組織を創設する契機ともなった。

本調査は、昭和22年に開始され、昭和25年に指定統計調査となっている。本調査は、国内作物の供給量を正確かつ客観的に把握するという観点から、職員による実測調査により把握した耕地面積と10アール当たり収量（以下「単収」という。）を組み合わせることで収穫量を推定するという土地に着目した調査として設計され、その後、この設計を基本としつつ、調査手法の見直しが行われ、今日に至っている。

現在の本調査の調査手法は、水稻と水稻以外の作物で調査の仕組みが異なっており、水稻については、単位区台帳から無作為抽出した標本単位区を実測調査して把握する作付面積と、作況標本筆の実測調査から把握される単収を基に収穫量が推計され、高い精度の調査結果を得ている。また、水稻以外の作物については、集出荷団体等を対象とした職員による面接調査により収穫量等を把握することを基本としているが、よ

り正確に把握するため、職員の巡回・見積り調査や情報収集の結果を用いて補完し、全体を推定している。

本調査は、最近では、農政改革の基本方向を具体化した食料・農業・農村基本計画（平成12年3月24日閣議決定。以下「基本計画」という。）の策定及び本審議会の諮問第279号の答申「作物統計調査等農作物の生産に関する統計調査の改正について」（以下「平成14年答申」という。）を踏まえ、平成14年に、生産統計調査の体系の整備・再編を実施するとともに、調査対象品目の選定基準の策定、主産県調査の毎年全国調査化、作況基準筆配置の見直しによる精度向上等を図ったところである。

今般、農林水産省では、平成16年度末を目途として、品目横断的政策への転換、担い手・農地制度の見直し等を内容とする新たな基本計画を策定するための検討作業を進めているところである。一方で、「国の行政組織等の減量・効率化の推進について」（平成15年12月22日及び平成16年12月24日総務省）及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」等において、「農林水産統計などに偏った要員配置等を含めて既存の統計を抜本的に見直す」ことなどの指摘を受けており、本調査については、平成19年までを目途に見直しを実施することとしている。

今回の改正は、この見直しの第1段階として、ニーズの低下した野菜・果樹に係る作付予定面積調査及び予想収穫量調査の廃止、甘味資源作物に係る調査の郵送調査化、野菜・果樹等に係る毎年又は3年周期の全国調査の3年又は5年周期の全国調査への変更等を行うことにより統計調査事務の減量・効率化等に対応するものであり、おおむね適当である。

しかしながら、本調査については、新たな基本計画に基づく各種政策ニーズに対応しつつ、平成14年答申における農林業センサス（指定統計第26号を作成するための調査）との相互利活用、基準筆調査の在り方等に係る指摘事項、今後の定員の計画的な合理化に対応した効率的な調査の実施が確保できるよう、次のような課題について検討する必要がある。

① 本調査は、これまでの耕地と作物生産の実態を把握し、主要食料の安定供給等の基礎資料とするという目的に加え、今後、土地資源の有効利用という観点からの基礎資料を提供することが重要になると考えられる。一方、農林業センサスにおいても、経営耕地面積、地域資源としての農地・森林の状況等が把握され、農山村地域に関する土地資源の統計等が作成されるところとなっている。

このため、本調査については、今後、農林業センサスのデータとの対応関係等について検証作業を行うとともに、同センサスを含めた他の統計データとの連携を図るなどにより、農地の利用状況や農業の多面的機能を明らかにするための統計を効率的に作成することについて検討すること。

② 本調査のうち、水稻、麦及び大豆以外の品目に係る作付面積調査及び収穫量調査については、今後、一部を職員による調査から調査員による調査に移行することが検討されているが、流通が多様化していることや、価格の動向、消費者ニーズ等により年ごと、季節ごとに作付品目や作型が変動することもあることから、現行の調査の枠組みのまま今後も多数の作物・作型別に詳細なデータを得るには限界がある

ものと考えられる。

このため、これらの品目に係る調査については、一定の正確性を確保しつつ、調査のより効率的な実施を図る観点から、品目及び地域の実態を踏まえ、巡回・見積り調査及び実測調査の重点的な実施等について検討すること。

- ③ その際、本調査の水稲以外の収穫量調査については、作況基準筆における実測調査を廃止し、当該基準筆の耕作者から単収等を職員が聞き取る調査に移行することが検討されているが、この検討に当たっては、農林業センサス等を母集団情報とした標本調査の導入を含め、単収等の客観的・効率的な調査方法を、次回の改正時まで、検討すること。

なお、本調査の巡回・見積り調査については、本調査の集計値をより正確なものとするための役割を担っているが、現行の事務手続からみると、出荷量から推定された収穫量と、巡回・見積り調査をして把握する収穫量とを合計する仕組みが必ずしも明快ではない。このことから、本調査の結果数値の利用に当たって紛れが生じないよう、品目及び地域の実態も踏まえ、次回の改正時まで、調査データの正確性を検証した上、調査方法や調査票を整理すること。

- ④ 本調査の公表に当たっては、標本調査に係る結果数値の誤差についても明示するよう留意すること。